

自動車リサイクル法

フロン類回収業

変更登録届出書類等一覧

〔変更届〕

◎→必須のもの

○→該当する場合に必要なもの

提出書類 及び 添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第四】 フロン回収業者変更届出書	◎	◎
【添付書類】		
ア 事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名又は役員の氏名、住所に変更があった場合	/	/
申請者（個人）の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	—	◎
法人登記簿謄本	◎	—
【別紙1】申立書	◎	◎
登録通知書原本（役員の変更のみの場合には不要）	◎	◎
イ 法定代理人の氏名又は住所に変更があった場合（事業者が未成年である場合）	/	/
法定代理人の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	—	◎
【別紙1】申立書	◎	◎
登録通知書原本	◎	◎
ウ 回収するフロン類の種類に変更があった場合	/	/
エ 回収の用に供する設備の種類に変更があった場合	/	/
回収機の所有権などを証明する書類		
ア) 自ら所有している場合（いずれかの写しを添付） □納品書 □領収書 □購入契約書 □販売証明書 など ※所有者及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの	◎	◎
イ) 自ら所有していない場合（いずれかの写しを添付） □借用契約書 □管理要領書 □共同使用協定書 など ※借用者等及び回収機のメーカー、型番、台数等がわかるもの		
回収機の種類及び能力を説明する書類（いずれかの写しを添付） □仕様書 □取扱説明書 □カタログ など ※メーカー型番、冷媒番号、吸引力がわかるもの ※2	◎	◎
登録通知書原本（フロン類の種類に変更があった場合のみ）	○	○

才 事業所の名称及び所在地に変更があった場合		
事業所の名称・所在地等を変更したことが確認できる書類 ・ 顧客あて事業所移転通知等、事実関係が確認できる書類 《事業所を追加する場合》 ・ フロン類回収設備の所有権などを証明する書類 ・ フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	◎	◎
登録通知書原本	◎	◎

注1) 添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。(当該者が外国人の場合には、登録原票記載事項証明を添付してください。)

注2) 回収能力は、冷媒回収装置性能基準(RRC7002)に基づいたものを記載してください。

- ★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。
- ★ 届出書及び申立書には実印登録している印鑑の押印が必要です。
- ★ 提出部数は2部〔正本1部、副本(コピー)1部〕必要となります。
- ★ 手数料は無料です。
- ★ 郵送による届出もできます。返信用封筒(140円分切手貼付)を同封してください。
- ★ 窓口申請で、登録通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒(140円分切手貼付)をご用意ください。

宇都宮市 環境部 廃棄物対策課
TEL : 028-632-2928
FAX : 028-633-4323